

業務経歴証明書に関する「よくあるお問い合わせ」

道路橋点検士の登録申請手続きにあたり、以下に基本的な考え方とお問い合わせに対する回答を記載しましたので、これを熟読のうえ申請手続きをしていただくようお願いします。

今後、道路橋が急速に老朽化することが懸念されていることをふまえ、各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録 というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が行われました。

一般財団法人橋梁調査会は、この橋梁点検を担う技術者の更なる技術向上や点検結果の精度、信頼性の確保を図るため、国土交通省が定める最新の「橋梁定期点検要領」に基づく橋梁点検業務（記録様式の作成を含む）を適切かつ正確に行うことができる技術を有する技術者の資格として、「道路橋点検士」制度を設けています。

道路橋点検士の登録申請の要件は次のとおりです。（詳しくは「登録申請の手引き」をご覧ください。）

要件1 道路橋点検士技術研修会の受講修了証を所持（有効期間4年間※）

※登録有効期間は修了証取得の翌年度より4年間

要件2 業務経歴（既設道路橋の定期点検・診断）

民間技術者・・・平成16年度以降における既設道路橋の定期点検・診断に関する1年以上の業務経歴
道路管理者・・・平成16年度以降における定期点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する2年以上の業務経歴

ここで橋梁点検とは、道路管理者が定める橋梁点検要領に基づき、橋梁の上部構造、下部構造など橋梁全体を対象として、定期的に行われる点検および点検結果の記録までの業務を基本としています。

1. 民間技術者の業務経歴について

〔点検・診断業務の内容について〕

Q1 点検および診断業務とはどのような業務を指すのか？

A1 道路管理者が定める橋梁点検要領に基づき、上部構造・下部構造など橋梁全体を対象として定期的に行われる点検および点検結果の記録までの一連の点検業務や診断業務を指します。

Q2 長寿命化修繕計画策定業務に併せて実施する橋梁点検は業務経歴の対象になるのか？

A2 道路管理者が定める橋梁点検要領に基づく橋梁点検であれば、業務経歴の対象とします。

ただし、この場合の業務経歴の対象期間は、契約上工期のうち橋梁点検に要した期間のみとなります。

Q3 上部構造だけの点検は業務経歴の対象になるのか？

A3 道路橋点検士は上下部構造を含む橋梁全体の点検を行うこととしています。したがって、特定の部位だけを対象とした橋梁点検については業務経歴の対象としていません。

Q4 履行中の業務は業務経歴の対象になるのか？

A4 完了した業務が対象であるため、履行中の業務は業務経歴の対象としていません。

Q5 補修設計や補修・補強工事の事前に実施される橋梁点検は業務経歴の対象になるのか？

A5 業務経歴の対象としていません。(ただし A2 に該当するものを除きます。)

補修設計や補修・補強工事は橋梁の一部に対して行われることが一般的であり、これに含めて行われる点検は補修対象箇所の事前調査であると考えられ、道路橋点検士に求められる橋梁全体の定期点検ではないためです。

Q6 道路ストック総点検(橋梁点検)など第三者影響範囲を対象とした橋梁点検は業務経歴の対象になるのか？

A6 沿道や第三者への被害の防止を図るための点検であり、損傷の経年劣化の把握を主目的とした点検ではないことから、業務経歴の対象としていません。

Q7 大規模災害時の異常時点検は業務経歴の対象になるのか？

A7 業務経歴の対象としていません。異常時点検は予期していない異常が発見された場合に、必要に応じて橋梁の安全性を確認し、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための点検であり、重要な点検のひとつですが、道路橋点検士に求められる損傷の経年劣化の把握を主目的とした点検とは趣旨が異なるためです。

【橋梁点検要領について】

Q8 「橋梁定期点検要領 令和 6 年 7 月 国土交通省道路局 国道・技術課」以外の橋梁点検要領に基づく橋梁点検は業務経歴の対象になるのか？

A8 国が定める定期点検要領のほか、これに準じて地方自治体、高速道路会社などの道路管理者等が定める橋梁点検要領による橋梁の定期点検および診断の業務は、業務経歴の対象としています。

【対象橋梁について】

Q9 横断歩道橋の点検は業務経歴の対象になるのか？

A9 横断歩道橋は、一般の道路橋と構造が異なることから業務経歴の対象としていません。

【業務経歴とする対象期間の考え方について】

Q10 橋梁定期点検業務が補修設計業務等に含まれている場合は、どのように計上すればよいか？

A10 橋梁定期点検業務が補修設計や長寿命化計画策定などの業務に含まれている場合は、契約上の工期のうち、橋梁定期点検に要した業務期間のみが対象期間になります。この場合、実施工程表等により対象期間を審査・確認します。また、トンネル等の道路構造物を含む点検業務の場合も、橋梁の定期点検に要した業務期間のみが対象期間になります。

〔業務経歴証明書の添付資料について〕

Q12 業務経歴を証明する説明資料とはどのようなものか？

A12 業務経歴証明書に記載されたすべての業務に対し、次に示す資料などで該当箇所（発注機関名、契約業務件名、工期、点検橋梁数、業務内容、適用した橋梁点検要領名等）がわかる部分を添付して下さい。

- ・ 契約書類（元請け：契約書、テクリスなど、下請け：注文書・請書など） ※必ず添付
- ・ 業務計画書、特記仕様書、報告書 など

Q13 下請けの場合、契約書類は何を添付すればよいのか？

A13 元請けとの契約書類（注文書・請書など）を添付してください。加えて、道路管理者と元請けとの関係がわかる資料（業務計画書など）も添付してください。

Q14 業務経歴を証明する説明資料がない場合はどうすればよいのか？

A14 前記 A12 に記載した資料がない場合は、これに代わる公の資料として、国や地方自治体の入札契約情報提供サービス等にて該当箇所（発注機関名、契約業務件名、工期、点検橋梁数、業務内容、適用した橋梁点検要領名等）がわかる部分を添付していただいても構いません。

Q15 公益団体の職員として、市町村の橋梁点検・診断業務（発注及び審査）を代行している場合は、何を添付すればよいのか？

A15 道路管理者の業務（発注及び審査）を代行している場合などは、道路管理者としての申請となります。

2. 道路管理者の「既設道路橋の維持管理」について

Q1 市町村の職員として橋梁の維持管理を担当しているが、業務経歴の対象となるのか？

A1 所管する橋梁の維持管理業務において、点検・診断を含む場合は業務経歴の対象となります。
ただし、予算管理や安全管理等の事務的なマネジメントは業務経歴の対象としていません。

Q2 国土交通省での職務で業務経歴の対象となるものを教えて欲しい。

A2 国道事務所等において道路管理課や出張所の維持修繕係等の道路の維持管理に従事している方が対象となります。また、道路の維持管理を行っている事務所長、管理担当副所長につきましても、道路の維持管理に携わっているとみなします。

Q3 添付が必要とされる「在職証明書」とはどのような内容か？

A3 業務経歴として業務期間、勤務先、業務内容を記載し、現在の所属長に証明していただきます。
「道路橋点検士 登録申請の手引き（道路管理者のページ）」に記載例を示していますのでご覧ください。

Q4 履行中の点検・診断業務は対象となるのか？

A4 完了した業務が対象であるため、履行中の業務は対象としていません。